

寒川町職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第7号

寒川町職員定数条例の一部を改正する条例

寒川町職員定数条例（昭和28年寒川町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「260」を「285」に、「29」を「35」に、「30」を「24」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。